

1. 反対尋問

- (1) 本問の検討において、XがYの胸部をナイフで刺すという行為と、Yの転落死との間の因果関係を問題としているが、転落死の結果との間で問題となる実行行為はXの掴みかかろうとした行為ではないのか。
- (2) XがYを焼死させようとしたという故意の評価をなしていないのはなぜか。

2. 立論

XにはYに対する傷害罪(204条)、殺人未遂罪(199条、203条)及び過失致死罪(210条)が成立し、これらは吸収一罪となる。

(1) 傷害罪(204条)について

Xは「Yとの喧嘩の際、Yに傷害を負わせた」行為につき、傷害罪(204条)の罪責を負う。

(2) 殺人未遂罪(199条、203条)について

Xの「殺意を持って、傍らにおいてあったナイフで倒れているYの胸部を数回突き刺し」Yに重傷を負わせた行為につき、殺人未遂罪(199条、203条)が成立する。

(3) 過失致死罪(210条)について

Xが掴みかかった行為によってYは転落死しているが、XはYを連れ戻して焼死させようとしていたことから、Xの認識した因果経過と現実に発生した因果経過が異なるといえる。したがって、因果関係の錯誤により構成要件の故意が阻却される可能性が生じる。

ア. この点、そもそも、前提として因果関係の認識が構成要件の故意の成立に必要な問題となるも、行為と結果との間の因果関係は行為者に結果を帰責するための重要な要件となるため、結果犯の故意については、行為と結果のみならず、行為から結果に至る因果の経過についての認識を有することも必要であると解する。

イ. しかし、ここでXが認識していた因果経過は、Yを引きとめ放火して焼死させることである。

そして、1度XはYを同階内に引き戻したという前例が存在していたこと、Yが1.5mという近距離に存在する隣のビルへと逃げるのが可能であることは、Xは当然に予見できたこと、

XはYに対して殺意を持っていたのであるから、そもそもYが転落することを予見できたのであれば、それを放置すればよく、引き止めて放火して焼死させるという煩雑かつ迂遠な手段をとろうとすることは考えられないことから、XがYに掴みかかった行為によりYの死亡という結果を惹起することは、Xには認識し得なかったものといえる。

したがって、Xの認識していた因果経過と現実に生じた因果経過とは、相当因果関係の範囲内にあるとはいえず、Xには因果関係の錯誤があるといえるから、Xの故意は阻却される。

ウ. よって、XのYを転落死させた行為については、過失致死罪(210条)が成立するにとどまる。

以上